

千葉県参加支援事業の実施に係る協力費支給要領

(目的)

- 1 この要領は、千葉県（以下「市」という。）が行う包括的支援体制の構築のため、千葉県包括的支援体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第4号に規定する参加支援事業の実施に際して、千葉県参加支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、市長が協力費を支給する際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(用語の意義)

- 2 この要領における用語の意義は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、要綱及び実施要領において使用する用語の例による。

(協力費)

- 3 協力費の支給の対象となる費用は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。ただし、既存の制度の補助金等で賄うことが可能な場合及び支給対象者が負担する場合を除く。

(1) 市の依頼を受け、受入先において参加支援を行った場合の謝金

(2) 参加支援事業の受入に伴い発生する次の費用

ア 消耗品購入に係る費用

イ 衣類・寝具等の交換、洗濯等に係る費用

ウ 施設等の利用料

エ 保険料

オ 受入先において発生する交通費、通信運搬費等

カ アからオまでのほか、市長が認めるもの

(協力費の額)

- 4 協力費の支給額は、予算の範囲内において、それぞれ別表に定めるとおりとする。

(支給申請)

- 5 協力費の支給申請は、次の各号に定めるとおり行うものとする。

(1) 本市と受入先は、参加支援事業の実施前に覚書を締結するものとする。

(2) 受入先は、3に定める費用の支給を申請しようとするときは、参加支援事業協力費支給申請書兼請求書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

(支給決定)

- 6 市長は、前条の規定による申請を受けた場合には、その内容を審査し、協力費を支給することが適当と認めるときは、参加支援事業協力費支給決定兼確定通知書（様式第2号）により、協力費を支給することが不適当と認めるときは、参加支援事業協力費不支給決定通知書（様式第3号）により、受入先に通知するものとする。

(決定の取消し)

7 市長は、受入先が次の各号に定める事項に該当するときは、協力費の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 参加支援事業を中止したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により協力費の支給を受けたとき。

(3) 協力費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

8 市長は、前条の規定により協力費の支給を取り消したときは、参加支援事業協力費支給取消通知書(様式第4号)により、受入先に通知するものとする。

(協力費の返還)

9 市長は、7の規定により協力費の支給の決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、既に協力費が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

10 この要領に定めるもののほか、参加支援事業の実施に係る協力費の支給に関し必要な事項は、保健福祉局健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4関係)

費用の種類	交付額
(1) 市の依頼を受け、受入先において参加支援を行った場合の謝金(既存の制度の補助金等で賄うことが可能な場合を除く。)	市及び受入先が協議の上定める額(ただし、1人工1時間当たり換算で千葉県最低賃金以内とする。)
(2) 参加支援の受入に伴い発生する次の費用 ア 消耗品購入に係る費用 イ 衣類・寝具等の交換、洗濯等に係る費用 ウ 施設等の利用料 エ 保険料 オ 受入先において発生する交通費、通信運搬費等 カ アからオまでのほか、市長が認めるもの	実費相当額の範囲内で市長が定める額

様式第1号（5関係）

年 月 日

千葉市長 あて

所在地
受入先名称
代表者の役職及び氏名

参加支援事業協力費支給申請書兼請求書

年度に実施した千葉市包括的支援体制整備事業実施要綱第4条第4号に規定する参加支援事業について、千葉市参加支援事業の実施に係る協力費支給要領5の規定により、下記のとおり報告するとともに、その費用の支給を申請します。

記

1 参加支援事業に関する事項

(1) 千葉市参加支援事業活動記録

2 申請額 円

3 振込先

口座 情報	銀行 信用金庫 信用組合			本店 支店 出張所			種目	口座番号						
	金融機関コード			店舗コード			1 普通 2 当座 3 その他							
	フリガナ													
	口座名義人													

様式第2号（6関係）

年 月 日

様

千 葉 市 長

参加支援事業協力費支給決定兼確定通知書

年 月 日に申請のあった参加支援事業協力費について審査の結果、下記のとおり支給することに決定したので千葉市参加支援事業の実施に係る協力費支給要領6の規定により通知します。

記

支給額

円

様式第3号（6関係）

年 月 日

様

千 葉 市 長

参加支援事業協力費不支給決定通知書

年 月 日に申請のあった参加支援事業協力費について審査の結果、支給しないことに決定したので千葉市参加支援事業の実施に係る協力費支給要領6の規定により通知します。

記

支給しない理由

様式第4号（8関係）

年 月 日

様

千 葉 市 長

参加支援事業協力費支給取消通知書

年 月 日に参加支援事業協力費支給決定通知書により通知した参加支援事業協力費の全部（一部）を下記のとおり取り消したので千葉市参加支援事業の実施に係る協力費支給要領8の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 取消前の支給決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の支給決定額 | 円 |
| 4 取消の理由 | |